

## 令和7年度 第3回正副管理者会議議事要旨

### 【1】開会

### 【2】管理者あいさつ

＜管理者＞令和8年2月5日に招集予定の2月議会に提出を予定している諸議案についてご審議をいただきたい。また、協議事項として地球温暖化対策実行計画の策定についてご協議いただくほか、報告事項として5件を報告させていただく。

### 【3】議事

#### [1] 議会議会（令和8年2月5日招集予定）提出議案

##### 1 令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第2号）

###### 《議案第1号》（案）

＜事務局＞補正額 133,722 千円の増額で補正後総額は 7,730,903 千円である。歳入補正額の主な内容は、市町負担金 72,791 千円の減、リサイクル再生資源有価物売扱収入 33,399 千円の増、リンピアいなば余剰電力売電収入 51,800 千円の増である。歳出補正額の主な内容は、人事院勧告に伴う給与改定や早期退職者への退職金による職員給与費の増 182,203 千円の増、入札請差に伴う因幡靈場内部改修事業費 49,876 千円の減、リサイクル再生資源有価物売扱収入の増に伴う不燃物処理施設建設基金積立金 33,745 千円の増、増工等に伴う八頭消防署若桜出張所新築工事関連経費 38,141 千円の増、入札請差に伴う気高消防署新築工事関連経費 44,126 千円の減、入札請差に伴う消防車両更新事業費 21,960 千円の減である。

＜副管理者＞前年度繰越金の計上をこの時期にしている理由は。

＜事務局＞金額は10月議会の決算で確定しているが、実際の予算反映は他の増減と併せて従前から2月議会で行っている。

＜副管理者＞退職者の退職の理由について、差し支えない範囲で教えてほしい。

＜事務局＞他にやりたい仕事がある、家庭の事情によるというような内容である。

＜副管理者＞若桜出張所新築工事関連経費の増の理由は。

＜事務局＞工期延長等に伴う増工と、昨年度予算計上していた電気工事の前払金相当額の請求がなかったことによる増である。

＜副管理者＞因幡靈場内部改修事業の繰越の理由は。

＜事務局＞電気工事について、建築・機械工事との協議に日数を要したことから、年度内に主だった工事に着手できず出来高部分の請求がでなかつたため。

＜副管理者＞不燃物処理施設建設基金の積立金額は過去含めていくらか。

＜事務局＞令和5年度から積立を再開し、令和5年度は 36,197 千円、令和6年度は 35,481 千円、令和7年度末の残高は 168,125 千円である。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよろしいか。

＜副管理者＞[了承]

## 2 令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算 (第1号) 《議案第2号》(案)

＜事務局＞因幡ふるさと振興基金運用利子1,933千円の増に伴い、基金積立金を増額するものである。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよろしいか。

＜副管理者＞[了承]

## 3 令和8年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算《議案第3号》(案)

＜事務局＞令和8年度予算額は6,626,880千円、昨年度と比較して968,072千円、12.7%の減である。主な事業は、因幡霊場火葬炉耐火物更新事業39,996千円、因幡霊場内部改修事業310,568千円、可燃物処理施設南法面整備事業17,714千円、消防庁舎新築・改修事業662,564千円、消防車両更新事業140,299千円、消防救急デジタル無線設備更新事業27,962千円である。

＜副管理者＞因幡霊場火葬炉の耐火物の更新は3回までということで今回が最後ということだが、次回更新時は火葬炉そのものを作りなおすことになるのか。

＜事務局＞次回更新に当たっては、耐火物の更新が不要で維持管理費が少額となるセラミック炉を含めて、更新の方法等を検討していくこととなる。

＜副管理者＞火葬場の設置年数に関して何か取り決めはあるか。

＜事務局＞火葬場の設置年数に関しての取り決めはない。今後、霊場をどうしていくかは将来的な検討課題である。

＜副管理者＞可燃物処理施設の地すべり対策は、今回のかごマット設置で落ち着くという判断か。

＜事務局＞現在の仮補修の押さえ盛土を恒久化するため、かごマットが適当と判断した。

＜副管理者＞利子の歳出がかなり増えているが、これは起債の返還対象の物件が増えたということか、それとも利率が上がったということか。

＜事務局＞利子の増額の要因は、金利の上昇もあるが、令和7年度借入の消防指令センター更新事業によるものが大きな要因である。

＜副管理者＞令和7年度更新のブルドーザーの購入時期、現在の状態、処分方法は。

＜事務局＞平成25年度に購入したもので、足回りの腐食や摩耗が激しく、オイル漏れも発生している。今年度中に売却する予定としている。

＜副管理者＞若桜出張所新築工事の地盤変動影響調査（事後）とはどういったものか。

＜事務局＞工事の影響が及ぶ可能性のある家屋について、工事前と工事后に調査を行い影響がなかったかを調査するものである。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよろしいか。

＜副管理者＞[了承]

## 4 令和8年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算 《議案第4号》(案)

＜事務局＞令和8年度予算額4,149千円として、麒麟のまち観光局の運営費補助金2,244千円、基金への積立1,895千円、予備費10千円を計上している。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよろしいか。

＜副管理者＞[了承]

## 5 鳥取県東部広域行政管理組合行政手続条例の一部改正について《議案第5号》（案）

＜事務局＞デジタル規制改革推進法の施行による行政手続法の一部改正に伴い、聴聞や弁明の機会の付与の手続きにおける公示送達の方法の見直しを行うものである。公示送達の際は、現行の掲示板への掲示に加え、インターネットでの閲覧ができるようになるものである。施行期日は、令和8年5月21日から施行し、また経過措置として、この条例の改定後の規定は施行日以後の通知に適用し、この条例の施行日の前にした通知は、従前の例とする。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよろしいか。

＜副管理者＞[了承]

## 6 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について《議案第6号》（案）

＜事務局＞林野火災に関する注意報及び警報に係る規定を整備するとともに、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い所要の整理を行うためである。林野火災に関する注意報及び警報は、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受け、林野火災注意報及び警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例（例）の一部が改正されたものである。サウナ設備については、これまで浴場等の建物内に設置することを想定したものであったが、屋外等のテントやバレル（円筒形かつ木製）にサウナストーブを設置する事例が全国で増加していることから、屋外等のテント・バレルに設ける放熱設備で定格出力6キロワット以下、かつ、薪又は電気を熱源とするものを「簡易サウナ設備」とし、それ以外を「一般サウナ設備」とするものである。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよろしいか。

＜副管理者＞[了承]

## 7 工事請負契約の変更について《議案第7号》（案）

＜事務局＞八頭消防署若桜出張所新築（建築）工事において、柱状改良工事等に伴う増工、工期の延長が必要となったため、契約金額を225,940,000円から9,895,600円増額し、235,835,600円と変更するものである。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に提出することとしてよろしいか。

＜副管理者＞[了承]

## [2] その他

## ＜協議事項＞

### 1 鳥取県東部広域行政管理組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（案）について

＜事務局＞地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画の策定が義務付けられているが、未策定であったため、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定するものである。計画期間は2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間、基準年度は国の計画と整合性を図るために2013年度（平成25年度）、削減目標は2030年度に2013年度比7.9%削減とする。令和5年度のリンピアいなば本稼働から施設使用以外の余剰電力は売電し、売電先から東部広域が管理する高圧電力使用施設にカーボンニュートラル電力として自己託送しているため、二酸化炭素排出量が大幅に減となっており、直近の令和6年度実績では、2013年度比約6.3%の減となっている。目標達成に向けた主な取組は、今後、新築・更新等で調達する高圧電力は原則自己託送によるカーボンニュートラル電力とし、既存施設の低圧電力についても、カーボンニュートラル電力への切り替えを検討する。また、施設設備の新設時等には、エネルギー効率の高い機器等を優先的に導入することや、管理する施設全体のLED照明導入率100%を目指すものである。進捗管理体制は、実行計画推進委員会を設置し、進捗状況は、組合ウェブサイトで公表するものである。

＜管理者＞この件について、原案のとおり策定してよろしいか。

＜副管理者＞[了承]

## ＜報告事項＞

### 1 消防庁舎整備事業の進捗状況について

＜事務局＞八頭消防署若桜出張所については、令和7年2月から工事に着手しており、現在は、庁舎の躯体が完成し、屋上のアスファルト防水工事と消防ホースを乾燥するためのホースタワーを建設中である。昨年12月12日に中間検査を実施し、進捗率としては68%の状況を確認している。また、柱状改良工事の際に改良不良となる層が見つかったことにより、調査等にかかった工事停止期間と土質の置換期間を含め約40日の遅れが生じていたが、この度、工期を令和8年4月30日までに延長することとした。なお、工期延長の契約については、予算の繰越が確定後、改めて変更契約を結ぶ予定である。気高消防署については、令和7年10月28日から工事に着手しており、現在は、仮囲いの設置と基礎工事に向けた地質調査を実施中である。新庁舎の完成は、令和9年2月を予定している。その他の庁舎については、現行の消防庁舎整備基本方針での整備未着手である鳥取消防署国府分遣所と鳥取消防署吉方出張所について、今年度立ち上げた消防庁舎整備計画検討会で検討中である。令和8年度以降検討としている気高消防署青谷出張所、湖山消防署、消防局・鳥取消防署についても、消防庁舎整備計画検討会で併せて検討中である。

## 2 消防庁舎整備計画検討会における協議状況について

＜事務局＞昨年7月に消防庁舎整備計画検討会を立ち上げ、現在までに計3回の検討会を実施した結果、吉方出張所・国府分遣所について、今後は統合を前提に整備を進めることで共通認識を図ることができた。今後は、第4回のワーキンググループを2月上旬、本会議である第4回の検討会を2月中旬ごろに開催予定で、事業費の比較検討、吉方出張所と国府分遣所の後に続く消防局・鳥取消防署、湖山消防署、青谷出張所についての整備優先度などを検討する予定である。最終的には、令和8年度中のできるだけ早い段階で、報告書の取りまとめを行いたいと考えている。

## 3 災害時における消防用水等の確保に関する協定について

＜事務局＞令和7年は岩手県大船渡市、岡山県岡山市、愛媛県今治市など、全国的に大規模な林野火災が多発し、いずれも消火栓や河川といった消火に必要な消防水利の確保が困難であったことから、火災の鎮火までにかなりの日数を要した。消防庁が開催した大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会での「民間業者が所有するコンクリートミキサー車等による水利確保が有効であった」との事例報告等を踏まえ、災害時における消防用水等の確保に向け、鳥取県、県市長会・町村会（県内各市町村）、県内3広域及び県内生コンクリート協同組合等が協定を締結しようとするものである。協定締結日は令和8年2月4日の予定であり、協力要請事項は林野火災等におけるコンクリートミキサー車での消防用水、飲料水を除く生活用水の運搬及び供給並びに地震、台風等による水害時の応急対策用資材（砂・碎石等）の提供である。

## 4 高機能消防指令センター更新事業の進捗状況について

＜事務局＞令和5年度から事業着手している高機能消防指令センター更新事業は、4月1日の運用開始に向け、機器の搬入が完了し、現在は各所属の指令端末の配線作業を進めている。2月4、5日には、119番受信回線の切替工事を行い、仮運用を開始する予定である。なお、八頭消防署若桜出張所新築工事の工期延長に伴い、通信指令設備を新庁舎に設置することができないため、旧庁舎から新庁舎への移設作業を令和8年度事業として計上した。3月5、6日には報道各社を含めた内覧会を行う予定である。

## 5 消防救急無線デジタル化事業をめぐる談合に係る対応について

＜事務局＞10月議会での議決後、訴訟提起の準備を進めてきたが、1月中に東京地裁に訴訟提起する予定である。訴訟提起後は、東京地裁において受理手続きと形式的な審査が行われ、株式会社ゼネラルに訴状を送達、答弁書の提出期限の指定、第1回の口頭弁論期日の決定が行われる予定である。なお、株式会社富士通ゼネラルは2026年1月1日付で社名を株式会社ゼネラルに商号変更されたが、消防・防災システム部門も残っており、消防救急デジタル無線システムの提供業務を継

続していることを確認している。

**【4】その他**

[1] 今後の行事予定について

[2] その他

**【5】閉会**